

## 重層的支援体制整備事業の財源確保及び中山間地域等への財政的加算措置について

【担当省庁 厚生労働省】

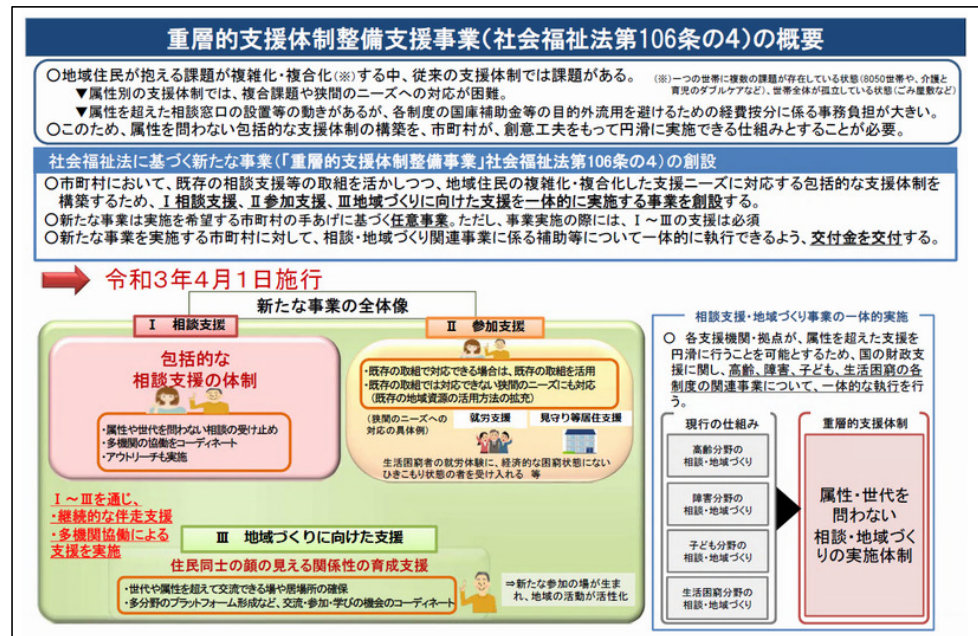
### 各町における取組

(経過等)

地域共生社会を実現するため、社会福祉法等が改正され、多くの自治体が重層的支援体制整備事業(移行準備事業を含む)を実施しています。

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』繋がる地域共生社会の構築により、人口減少、少子高齢化等に対応したまちづくりが実現できるとされています。

この地域共生社会を効果的かつ効率的に実施するために有効な手立てが重層的支援体制整備事業であり、各町においてまちぐるみで体制整備に注力しています。



(現状・課題)

重層的支援体制整備事業のうち、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等継続支援事業」、「参加支援事業」については、重層的支援体制整備事業交付金交付要綱にて、令和5年度より、それぞれの市町村規模に応じた上限の範囲において、事業費の1/2が国から、1/4が都道府県から交付されることとなっています。また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業については、それぞれの市町村規模に応じた上限の範囲において、事業費の3/4が国から補助されることとなっています。

一方、当該事業の実施には、社会福祉士等の専門職の参画が重要であり、その確保が必要ですが、中山間地域、山間地域及び離島等では、それら専門職の確保が喫緊の大きな課題となっています。

また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業においては、令和4年12月26日厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡により、国の予算の確保の問題から、令和5年度から新たに事業を実施する市町村に対する基準額が大きく減額されました。

財政力の弱い中山間地域の自治体においても、当該事業、引いては、福祉行政を行うためには、確実な財政措置が不可欠であり、当該交付金が確実かつ安定的に交付されるか否かが、中山間地域における福祉行政の死活問題へと直結する状況となっています。

(大淀町の取組)

社会資源(福祉人材や福祉サービス事業所など)が減少傾向にあるなか、町内事業所との連携により地域包括支援センターを委託から直接運営する方向性へ転換するなど、当面は、当該事業を町が直接実施するとともに、限られた社会資源を効果的かつ効率的に活用できる運用により、覚悟をもって福祉行政の維持・向上に努めています。

(下市町の取組)

令和5年度において重層的支援体制整備事業への移行準備事業に取り組み、今までの相談支援や取り組みを活かし、高齢者・障害者・生活困窮者・子どもなどの分野別の支援体制では対応しきれないような支援事業を一体的・包括的・重層的に実施することにより、「地域住民の複雑・複合化した支援ニーズ」に寄り添った体制を整備し、地域共生社会の実現を目指すこととしております。

### 国にお願いすること

- ①当該事業では、人件費等固定費の支出が主なものとなるため、将来にわたり確実かつ安定的な財源が必要となることから、移行準備事業のように減額又は廃止等されることなく、令和6年度においても同等以上の予算を措置されるよう要望します。
- ②社会資源が乏しい地域においては、地理的条件等から民間事業者の参入が難しく、専門職人材を公務員として任用又は民間事業者の地域への参入促進支援を行わなければ、人材の確保が難しい状況となっています。そのため、例えば民間事業所の地域参入支援経費についても当該交付金事業の対象とするなど、さらなる充実(拡大)を要望します。
- ③当該交付金の上限について、人口規模だけで評価せず、上記のような中山間地域の実情も踏まえた基準額の設定とし、当該地域においても取組が十分かつ円滑に実施できるような財政措置を要望します。